

小規模多機能型居宅塩釜松ぼっくり翔裕園 運営規程

社会福祉法人杜の村（以下、事業者という）が運営する「小規模多機能型居宅介護塩釜松ぼっくり翔裕園」（以下、施設という）が行う、地域密着型サービス小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するため、人員や管理運営に関する事項をこの規定に定める。

第1条（事業の目的及び運営の方針）

介護保険法に従い要介護の状態にある高齢者等に対し、小規模多機能型居宅介護サービスを通じて利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

施設職員は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行ない、社会的孤独感の解消、心身機能の維持及び利用者家族の身体的・精神的負担軽減を図り、事業者の活動理念である『わが街“塩釜”活きがいい あなたの生きがい支えます』の実現を職員一同の目標とする。

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第2条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

施設職員の指導監督をし、適切な事業運営するための統括的管理にあたる。

（2）介護支援専門員 1名

小規模多機能型居宅介護計画の作成、計画実施状況の把握等にあたる。

（3）看護職員 1名以上

小規模多機能型居宅介護サービスの提供及び利用者の健康管理や機能訓練指導にあたる。

（4）介護従業者 6名以上

小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第3条 年中無休、24時間体制とする。

日中の通い 9:00～16:00 夜間の泊まり 16:00～9:00

（施設の登録定員及び利用定員）

第4条 登録定員25名、通いサービスの利用定員12名、泊まりサービスの利用定員5名とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（サービス内容及び利用料）

第5条 施設職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の居宅と施設間の送迎をし、機能訓練や食事・入浴サービスを提供する「通い」サービスを行う。また、利用者の希望や必要に応じて、施設に短期間宿泊する「泊まり」サービスや施設職員が利用者の居宅を訪問し日常生活上の支援を行う「訪問」サービスを行う。

その他、生活指導及び相談業務、介護者への介護技術指導等を行う。

- 2 事業者は、介護保険給付対象となる前1項のサービスを提供した際は、利用者から利用料の一部として厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、原則として保険者が発行する『介護保険負担割合証』に基づく支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の他、介護保険給付対象外となるサービスを提供した際は、利用者からその実費の支払いを受けるものとする。但し、利用者とその家族へ事前に説明と同意を得なければならない。
- 4 キャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。
通所予定の当日にキャンセルとなった場合、食材料費相当額。ただし、急な入院や病状の急変などの場合はこの限りではない。

(通常の事業実施地域)

第6条 施設の通常の事業実施地域は、塩竈市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者は、小規模多機能型居宅介護のサービスを受ける際に次の各号に規程に留意しなければならない。

- (1) 利用者とその家族は、健康上留意しなくてはならない事項や利用当日の健康状態を施設職員に伝えること。
- (2) 利用者は、他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 利用者は、その他、小規模多機能型居宅介護サービスの妨げになる行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業者は、利用者の急変等に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、施設職員に周知徹底しなければならない。

- 2 施設職員は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に利用者の急変及びその他の緊急事態が生じた場合、緊急時対応マニュアルに沿った適切な行動を取ると共に管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業者は、非常災害に備え、災害時対応マニュアルを整備し必要な設備・備品を設置すると共に定期的な避難・救出訓練等を行わなければならない。

(業務継続計画)

第10条 業務継続計画(BCP)策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第11条 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及び防止のための検討する委員会(テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第12条 施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、施設従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条(その他運営に関する重要事項)

1 事業者は、利用者に対し適切な小規模多機能型居宅介護の提供をする為、施設職員の勤務体制を整備すると共に職員の資質向上を目的に定期的な研修を行うものとする。

2 施設従事者は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保持し、施設職員でなくなった後も同様とする。

3 この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、事業者と施設管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。